

平成 21 年 10 月 1 日から公益社団法人へ移行しました

本協会は、平成 21 年 9 月 17 日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 44 条の規定に基づき、内閣総理大臣より公益社団法人として認定され、平成 21 年 10 月 1 日に当該移行についての登記を行いました。

これにより、本協会は平成 21 年 10 月 1 日をもって公益社団法人へ移行し、法人の名称は「公益社団法人日本下水道管路管理業協会」となりました。

本協会は、新たな定款に基づき次の事業を行ってまいります。

1. 公益目的事業

- (1) 下水道管路に関する管理技術等の調査研究を行い、広く一般に調査結果を公表する事業
- (2) 下水道管路管理に関する専門的技術者である下水道管路管理技士等の認定を行い、日本の下水道の安全確保をめざす事業
- (3) 下水道管路管理に関する専門的技術者を養成するための講習会を開催し、日本の下水道管路管理の技術向上や普及啓発をめざす事業
- (4) 日本下水道管路管理に関する最先端の技術や最新の製品を普及させるための展示会を開催し、日本の下水道管路管理の技術向上や普及啓発をめざす事業
- (5) 下水道管路管理に関する新しい技術の開発を推進し、日本の下水道管路の管理技術向上をめざす事業
- (6) 下水道管路に関する災害調査及び災害時対応訓練を行い、日本の下水道管路の危機管理と国民の安全を守る事業

2. 収益事業等

- (1) 下水道関連展示会への出展を行い、本法人及び本法人会員企業の紹介を行う共益事業
- (2) 下水道管路管理に関する情報提供や意見交換を行い、会員の資質の向上を図る事業